

法人処罰論について

岩 尾 直 哉

1. はじめに
2. 組織過失
3. モデル論
4. 法人の責任
5. むすびに代えて

1. はじめに

企業不祥事や事故が発生すると、原因究明と再発防止策が社会から要請される。その際、報道等では、個人の集合である集団や組織が、何らかの違反行為を犯し、それに対する非難が行われ、多くの人々もこのこと自体に不自然さを感じることはないと言われる⁽¹⁾。諸外国では大規模かつ甚大な被害を与えた企業事故・災害が発生する度に、企業そのものを刑事罰の対象とすべきという議論がなされ、法改正が行われてきた。わが国でも、公害犯罪や金融不祥事が多発した年代には、法人処罰論が活発化するという歴史を繰り返してきた。

ただ、当然のことではあるが、社会からの要請を受けて、法人処罰の議論を進めるとしても、それが犯罪理論として妥当なものであるかが、検討されることになる。実態としてみれば、あるいは一般人の感覚として捉えれば、企業そのものに責任を帰すことは可能であるように思えるが、それを法律にいかにして明記するかという困難な作業を経由しなければならないため、諸

(1) この点について、唐沢穰 = 塚本早織「『組織の責任』と素朴法意識」唐沢穰・松村良之・奥田太郎編著『責任と法意識の人間科学』（勁草書房、2018年）37-63頁参照。

外国によって企業処罰の在り方が異なってくるのである⁽²⁾。

わが国においても早い段階から、企業それ自体により違法行為が行われるとする主張がなされてきた。また場合によっては、自然人の行為よりも企業そのものの行為により焦点を当てるべき、という主張もなされてきた。現在のわが国における両罰規定上、最低でも一名の自然人を特定し、そのうえで、法人を処罰するということになるが、企業の規模がますます拡大し、巨大企業とまで称されるほどの規模を有する企業組織体さえ存在する中、企業それ自体の行為に着目する必要性はより一層高まっているといえる。

そこで本稿は、これまでになされてきた議論を踏まえつつ、自然人と企業の両者に着目する考察を行う。というのも、企業活動に伴って生じる事故・災害は、企業の構成員と設備等の構造物やシステムがリンクし、発生することが少なくなく、そういった場合、自然人の行為のみに着目しても、その実態をとらえているとはいえないからである。

また、企業の構成員の違法行為に対してそれに影響を与え、促進したという評価がなされた際には、具体的に上司や幹部を特定できる場合もあれば、企業文化そのものが違法行為を助長し、促進した、と評価できることもあるだろう。その場合にはやはり特定の自然人のみではなく、企業組織体そのものに着目しなければ、企業事故・災害の実態把握に資することはできない。このような問題意識から本稿では、企業それ自体に着目した学説を瞥見し、法人それ自体の行為、意思について考察する。その際に各論者が企業やそれに伴う活動についてどのような事実認識をし、またいかなる対応策を提案しているか、ということに焦点を当てながら分析する。

(2) 諸外国の法人処罰法制については、甲斐克則・田口守一編『企業活動と刑事規制の国際動向』(信山社、2008年)参照。また、わが国における法人処罰論については、樋口亮介『法人処罰と刑法理論』[増補新装版](東京大学出版会、2021年)、川崎友巳『法人処罰論の系譜——戦後から今日までの動向を中心に——』『刑事法学の系譜——内田文昭先生米寿記念』(信山社、2022年)参照。

2. 組織過失

企業活動に伴って、公害が社会問題化する中、藤木英雄は、過失の本質を義務違反とし、義務違反に基づく法人処罰を提案した。ここで、論者が企業組織あるいは企業活動をどのようにとらえていたかをまずは確認し、法人処罰を犯罪理論にどのように組み込んだのかについて確認する。

藤木は、一般的な社会観念からみて、企業活動は利潤の追求という企業の本来的な活動の形をとって行われるものであるため、これらの活動によって害を被った被害者からみれば、企業こそが加害者であり、犯罪者としてその責任を追及されるべきだという処罰感情が喚起されやすい、としている⁽³⁾。

また「企業犯罪」という用語について最も広い意味で言えば、企業活動に関係のある犯罪であるとし、①個人が罪を犯すにあたり、企業という組織が個人の犯罪行為を助長あるいは促進している場合と、②企業活動そのものが犯罪性を強く帯び、各人は単に組織の手足としての役割しかなく、事実行為を担当させられたにすぎないという色彩を強くもつ場合とに分けた⁽⁴⁾。企業自体が加害者ないしは犯罪者であるとされる場合には、刑事上の責任を追及する際には個々の担当者ではなく、企業自体あるいは企業の首脳者に責任を負わせるという結論が導かれる⁽⁵⁾。これは、企業犯罪という概念を考慮することなく、企業活動に従事している個人の犯罪や失策に対して刑事責任を問う場合、その主体が現場の下級幹部や一般従業者、下級技術者、労働者に集中し、企業の首脳者や上級幹部には刑事責任が問われないという結論を回避するためである⁽⁶⁾。具体的には、「刑法では、もともと犯罪についての責任を追及する場合に、犯罪とされる具体的な被害発生に直接かかわった者ほど重くみられる傾向がある」としたうえで、公害犯罪等では、「直接被害のもとと

(3) 藤木英雄「法人に刑事責任はありうるか」季刊現代経済 14 号 (1974 年) 162 頁。

(4) 藤木・前掲注 (3) 162-3 頁。

(5) 藤木・前掲注 (3) 163 頁。

(6) 同上。

なった現場の関係者からまずその責任が問題とされ、そこからさかのぼって上級者の監督責任が問われるということになる」が、「企業の組織活動の常態として、比較的下級の、現場の管理者にかなりの程度の裁量が与えられ、上級幹部は一般的な監督権を行使するという形をとることが多く」、「とくに、危害防止の措置、危害が現実が発生した場合の緊急の対応策については、一般的・基本的な原則を定めるだけで、具体的な細目は現場における臨機の措置に任せるという形をとるのが一般である」ことから、「刑事責任を追及される場合、どうしても現場の中堅幹部、企業全体としてみれば下級幹部にすぎない者の段階で責任追及の糸が切れ、それ以上の上級幹部は、単に道義的・社会的責任を痛感すると言え、それで済まされてしまうということになりがちである。」⁽⁷⁾と、指摘している。

それに加えて、現場の作業員のミスだけではなく、甚大な被害を及ぼしかねない企業の生産設備にも目を向ける必要があり、「従業員の多少のミスがあっても、それが生産力を破壊力に転化させる引金とならないですむように、あらかじめ保安・安全対策に十分に意を尽くしておかなければならない」という問題意識を表明している⁽⁸⁾。

さらには、企業の生産システム自体にも着目している⁽⁹⁾。企業の生産システム自体から生じた被害については、当該企業が課せられている安全保持義務のための基準を守らなかったとして、企業自体の過失を観念できる、としている⁽¹⁰⁾。

このように企業が甚大な被害を社会に与えないための取り組みの必要性を主張しているが、犯罪理論との関係ではどのような結論を導くことになるのか。次にこの点について確認する。

(7) 藤木・前掲注(3)163-4頁。

(8) 藤木・前掲注(3)164頁。

(9) 藤木・前掲注(3)173-4頁。

(10) 藤木・前掲注(3)173。

藤木は、刑事責任は個々の行為に対する行為者の責任を追及するものであるため、法人に対する刑事責任も一つ一つの加害行為が法人の意思決定によるものであり、かつ、法人自身の行為と認められ、そのような意思決定をしたことについて非難することが可能であるという前提を要する、としている⁽¹¹⁾。

ここでいう法人自体の行為とは、自然人の行為とは独立に成立するものであるという前提がある。法人の代表者等が違法行為をした場合に、法人の犯罪と解することについて、「1つのフィクションにすぎない」とし、法人自体の犯罪を観念すべきと主張した。ここから、藤木は企業に過失犯が成立することを論証した。

過失犯については、義務違反をその本質とし、「法人の過失による加害行為という観念がなりたち、法人自体が自己の行為によって刑事上の責任を問われうる」と説き、「過失犯において注意義務違反すなわちその場における安全確保のための行動基準違反ということが本質的なものであると理解すれば、法人のごとく、自ら肉体的挙動のすることができないものであっても、法人の業務の過程において、一般公衆に危害を及ぼす可能性のある活動をしている者については、個々の具体的な業務活動を担当する個人の行動基準とは別に、法人の組織体としての行動基準を観念できる」⁽¹²⁾ とした。すなわち、「法人の組織体としての活動が、その活動から生じる危害を防止するために課せられる個々の安全のための基準であるところの注意義務を満たしていないと判断されるときは、法人の組織活動自体の過失」とし、「その過失がなければ、被害は発生しなかったはずであると認められる場合には、法人組織体そのものが、当該の被害に対して過失の犯罪を犯したと言える」⁽¹³⁾ とした。

さらに、技術革新が進み、企業が各種の機械・道具を使用するに伴い、それに起因する企業事故・災害の危険性も認識されるようになったところ、藤

(11) 藤木・前掲注(3) 168頁。

(12) 藤木・前掲注(3) 172頁。

(13) 同上。

木はこのような新しい過失犯の現象に対処するうえで「旧来からの、過失は意識の緊急を欠いたぼんやりした心理状態であるというだけの理論では、十分に対処できないとわかってきた」とし、過失を「心理状態であるのに先立って、何よりもまず落度ある行動」⁽¹⁴⁾と捉えた。ここにいう落度とは、「具体的にある被害を生ぜしめた場合において、その加害行為をなした者につき、その当時においての状態に置かれた同じ立場に立つ者ならば、当然この程度の被害防止の措置を尽くすべきであったという行動の基準、すなわち注意義務を満たすことができなかつた⁽¹⁵⁾」ものである、として基準違反としての過失を提案する。このように、過失を義務違反に基づく犯罪ととらえることによって、法人処罰を正当化したのである。

このような基準違反としての過失、すなわち外形的注意義務違反という客観化された過失を構想すれば、法人の心理状態を確認する必要はなくなる。

ただし、あらゆる犯罪にこの思考方法を適用したのではなく、「刑法上の犯罪のうちには、故意のかつ積極的な動作が要求され、しかもその動作が被害発生の原因となりうるものならば、いかなる態様のものであってもかまわないというのではなく、一定のタイプに属するものでなければならぬとされる犯罪が多」く、「このような犯罪については、法人自体が罪を犯すということはありません」と論じた。

つまり、法人の行為・意思を正面から論じなければならない犯罪類型については、法人を処罰することはできなくなる。

以上、藤木説をまとめると、企業組織体そのものに過失行為が認められるとしているが、それは過失の本質を義務違反とすることによるものであり、故意犯については、観念しえないとしている。藤木説は組織モデルに基づいているが、肉体も精神も持たない法人については、肉体的挙動と心理的要素

(14) 藤木・前掲注(3) 171頁。

(15) 同上。

が捨象された犯罪類型の範囲でしか法人を処罰できないということになる⁽¹⁶⁾。

このような弱点を克服し、故意作為犯においても法人を処罰できるとしたのが、板倉宏が主張した企業組織体責任論である⁽¹⁷⁾。

企業組織体責任論は、「企業体の組織活動の在り方が問われる場面において、組織活動を分担する各個人——経営者・管理者・技術者・現場労働者の——の行為を個別的にとらえると、誰にも刑事責任を追及できないということになりがちである。企業体の組織活動全体に社会的に不相当な態度があっても、企業体側の個人の誰にも刑事責任がないということで、責任が住民や消費者に転嫁されてしまう」ことを避けるため、「企業体の組織活動を分担する各個人の人権を危うくすることなく、しかも、企業体の不法活動抑止のため、社会統制の一手段としての刑事制裁を合理的に行使させるべく法人など企業体の組織活動そのものを全一体としてとらえる理論」⁽¹⁸⁾である。それは、「法人が個々の構成員を超えた社会的実在であり、その組織体としての活動が存在することは前法律的な社会的現実である」ことを根拠に⁽¹⁹⁾、末端の従業員による犯罪についても法人を処罰できるとした⁽²⁰⁾。

このようにして藤木説では、不可能とされた故意作為犯についても、社会的現実から根拠づけることになる。

以上みてきたように藤木・板倉説は当時社会問題化していた企業活動に伴う公害等をうけて、個々の自然人の行為には拘束されない、独立した存在として法人の活動をとらえることができるという理論を構築したといえる。これらの見解を踏まえて近年、企業システム過失論という見解⁽²¹⁾が主張される

(16) 樋口・前掲注(2) 20 頁。

(17) 板倉宏『企業犯罪の理論と現実』(有斐閣、1975 年)。

(18) 板倉・前掲注(17) 21 頁。

(19) 板倉・前掲注(17) 23 頁。

(20) 板倉・前掲注(17) 33 頁。

(21) 川崎友巳『企業の刑事責任』(成文堂、2004 年) 211 頁以下。

ことになったのであり、藤木・板倉説の果たした役割は大きいといえる。ただ、それと同時になぜこのような有力な見解が学説の支持を集めることが少なかったのかについても検討する必要がある。以下では、企業システム過失論という見解を瞥見した後にこの点についても確認する。

まず、企業システム過失論が主張されるに至った背景について考察する。この見解は従来の自然人を媒介としたアプローチの限界を指摘し、他方で企業内の自然人には還元できない企業の複雑さに注目する⁽²²⁾。企業組織の巨大化・複雑化によって企業犯罪のもたらす被害の大きさもさることながら、そのような深刻な企業犯罪について刑事責任を企業の代表者らを媒介として導くことの限界を指摘するものである。さらに、多数人が関与する企業活動について、①企業と同一視可能な地位の者が関与していない、②企業と同一視可能な地位の者が関与していたとしても、行為者を特定しきれない、③企業と同一視可能な代表者の個人の能力では、すべての末端の従業員が違法行為を行っていないかを具体的に管理監督することが不可能、④企業内部の個々人には還元できない「システム」や「組織構造」の欠陥が重大な法益につながるケース、というように分類している⁽²³⁾。そのうえで、「違法行為を特定できないケースや代表者の能力では法益侵害を回避することが不可能なケースの中にも、企業の規模や資力から考えれば、人的な側面と組織構造面の両方に注意を払い、法令遵守のため内部統制システムを整備し、これを適正に運用することで、十分に回避できるものがある」という認識を有するものである⁽²⁴⁾。このような認識に基づき、企業がそれ自体として尽くすべき注意義務を観念し、代表者の注意義務とは切り離れたうえで、導出すべきとする。このように企業のシステムとしての犯罪防止体制を十分に整備し、その防止体制を手抜きなく構築することによって「企業に対して、その規模、組織構造、

(22) 同上。

(23) 同上。

(24) 同上。

業務内容などに見合った注意義務を課すことが可能になるのである」とする⁽²⁵⁾。

これに対して、企業組織体責任論と企業システム過失論は、「特定の自然人が関わらない客観的注意義務やシステムとしての犯罪防止義務の違反を観念することは刑法の規範名宛人を失うことになる」という批判がなされている⁽²⁶⁾。また、企業システム過失論については、「もっぱら客観的過失を意味しており、現行刑法の予定する主観的過失を無視している」点をあげ、「それは、客観的過失を条件とする代位責任を認めることに他ならない」という批判もなされている⁽²⁷⁾。このように客観的過失というものがつくりだされるということが批判の中心にあると思われる。

そもそもわが国においては、判例が最高裁昭和 40 年 3 月 26 日第 2 小法廷判決（刑集 19 卷 2 号 83 頁）において、法人事業主に関して、旧判例の無過失責任説を改め、過失推定説を採用し、現在に至るまで法人の選任・監督過失が罰罰規定によって問われる、と解されている。判例が法人の犯罪能力についてどのように理解しているかについては判断が分かれるところであるが、学説上は法人の犯罪能力をめぐる肯定説と否定説が対立し、肯定説の中で同一視理論と組織モデルが主張されているという状況にある。

現在の通説は、法人の刑事責任に関する理論構成として、法人の機関である自然人の行為および意思を法人の行為および意思と解したうえで、法人は、従業員の違法行為については監督責任を負い、機関である自然人の行為については行為責任を負う、としている。この論理により、従業員の違法行為については、法人はその選任・監督に過失がある限り刑事責任を免れることができない、と解されている⁽²⁸⁾。また、法人が行為責任を負う範囲を、機関の

(25) 川崎・前掲注 (21) 212 頁。

(26) 神山敏雄「法人処罰制度の変動と理論」甲南法務研究 1 号 (2005 年) 82 頁。

(27) 浅田和茂「法人の犯罪とその処罰」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集第 2 卷』（成文堂、2006 年）54 頁。

(28) 学説の整理について、松原久利「企業犯罪における法人の刑事責任」刑法雑誌 58 巻 1 号 (2019 年) 21 頁以下参照。

行為から業務について重要な決定権を与えられた高級管理職員の行為へ拡大しようとする見解も主張された⁽²⁹⁾。

しかし、そもそもなぜ特定の自然人の責任をそのまま法人の責任とすることができるのか、ということ点について刑事政策的根拠との理論整合性の観点から指摘する見解⁽³⁰⁾があり、以下で確認する。

同説によれば、「通説が法人処罰の根拠として挙げるのは、一般に、法人処罰による犯罪抑止の必要性であるが、その際に想定されている犯罪抑止のメカニズムは必ずしも明確ではない。もしそこで想定されている犯罪抑止モデルが、特定の自然人（代表者であれ従業員であれ）に対する抑止であるとするれば、なぜその者を処罰するだけでは十分でないのかが問われなければならない」とし、「法人の意思決定過程を通じた抑止であるとするれば、そのような抑止モデルと代表者の行為の転嫁責任という理論構成とが整合的なものかどうか問われなければならない」とする⁽³¹⁾。

他方で、法人自体の義務違反や過失を認める藤木説や板倉説にも問題があるとする。両説ともに法人に客観的注意義務違反があることを要求しており、構成員の違反行為があれば常に法人に刑事責任を問うという絶対責任を課すものではなかったが、両説がメリットとしてあげる、自然人の違法行為を特定せずとも認められる客観的注意義務違反は、結局、違反行為が発生すれば、常に認められる結果責任に等しいという批判は免れがたいとしている⁽³²⁾。

しかし佐伯説は、このような藤木・板倉説の問題点は、法人固有の刑事責任を構築しようとすることの妥当性を否定するものではなく、むしろ責任主義と調和する形で法人固有の刑事責任を構築する必要性を強調している⁽³³⁾。

(29) 大谷實「法人処罰の在り方（二・完）」同志社法学 43 巻 2 号（1991 年）5 頁以下。

(30) 佐伯仁志「法人処罰に関する一考察」『制裁論』（有斐閣、2009 年）138 頁以下。

(31) 同上。

(32) 佐伯・前掲注（30）138-139 頁。

(33) 佐伯・前掲注（30）139 頁。

そこで次に、法人それ自体の責任を観念できるか、という点を検討するためにモデル論を瞥見する。

3. モデル論

法人の犯罪能力否定説の主たる論拠は、刑法上の責任は倫理的な非難可能性であるから、倫理的主体でない法人に対して倫理的な非難はできない、ということになる。

刑法は刑罰を科すことを通じた社会倫理的な非難の伝達によって人の行動をコントロールしようとするものであるならば、一般の人々が法人は単なる法的フィクションにすぎず、その機関および従業員と別個独立に社会倫理的な非難の対象とするのはナンセンスである、と考えているのであれば、たとえば法人処罰が犯罪抑止のために有効であったとしても、これを認めるべきではないといえるかもしれない⁽³⁴⁾。

しかし、このことは逆に、時代の展開と共に、人々が考え受け止める社会実体として法人が認識され、それがもはや法的フィクションとは言い切れなくなってくれば、法人を社会倫理的な非難の対象とすることは可能であることを物語っている。

また、特定の自然人の責任を法人の責任とすることは、法人処罰の刑事政策的基礎とも整合的ではないとすることも考えられる⁽³⁵⁾。一般に法人処罰による犯罪抑止メカニズムは、特定の個人の行動をコントロールすることで犯罪を抑止しようとする個人抑止モデルと、法人の意思決定過程に働きかけて組織の行動をコントロールしようとする組織抑止モデルとに分けられる⁽³⁶⁾。

(34) 佐伯・前掲注 (30) 141-142 頁。

(35) 佐伯・前掲注 (30) 145 頁以下。

(36) いずれの考え方を採るにせよ、今日、企業における AI の実装は、組織体の各部に及びつつあり、自然人の意思決定や組織システムの構築が、自律性を獲得した AI の意思決定に代置された場合、どう変容を受けるのかは今後の課題であろう。

西田典之は個人抑止モデルを、「違法行為を行うのは自然人であるが、それは法人の利益を目的とするのであるから、個人に対する刑罰の動機づけの力は弱いといわざるをえない。忠誠心の対象である法人自体が不利益をうけ、社会的名誉を低下させるという事実こそが、その法人に属する自然人の行動をコントロールするうえで最も効果的というべきであろう」と説明している⁽³⁷⁾。

これに対しては、たしかに、わが国の企業社会は、経営者および従業員と会社の一体感が強いことが特徴とされてきたものの、会社とその経営者および従業員の利益が一体化しているのであれば、「会社の利益のためというのは常に自分の利益のためであることも意味しており、会社のために自分を犠牲にしているように見える場合であっても、それは短期的に見た場合であって、長期的に見れば当該個人の利益になっている（少なくとも事前の計算では利益になると考えていた）場合がほとんどであろう。わが国の会社員が、一般的にいて、自分に明白に不利益な違法行為を会社のためであればあえて行うかについては、多分に疑問があるように思われる」との批判がある⁽³⁸⁾。

さらに、個人抑止モデルには、責任主義上の問題点があるとし、「特定の個人の抑止のために法人処罰が有効であると仮定したとしても、行為者を抑止するために第三者を処罰するという連座制は近代刑法の責任主義と調和しない」と説いている⁽³⁹⁾。

自然人のほかに法人を独立に処罰する刑事政策的必要性は、特定の個人の行為のコントロールを通じた犯罪抑止にのみならず、法人の組織としての意

(37) 西田典之「団体と刑事罰」『岩波講座・基本法学2—団体』（岩波書店、1983年）272頁。

(38) 佐伯・前掲注(30)146頁。もちろん、具体的には組織の性格や性質にも依る。ある組織では、違法な偽証することが組織防衛となり、翻って偽証者の地位確保や向上をもたらす場合も考えられる。いわゆる、「わが社の方針」というもので、「ソト」の規範に抵触しても、「ウチ」の規範に従順なことが、組織内での昇進や昇給等をもたらすことがあるとすれば、不利益な違法行為との関係で、合理的な選択を行うインセンティブが働く余地はあるかもしれない。

思決定過程に対する働きかけを通じた犯罪抑止が必要であるからだということになろう⁽⁴⁰⁾。また法人処罰にあたり、一般予防だけでなく特別予防の効果も期待されている⁽⁴¹⁾。

なお、法人の機関と法人の双方を処罰することについては、二重処罰で不当であるという批判が法人の犯罪能力否定説からなされてきた。これは、法人の責任が代位責任・転嫁責任である場合に、法人が行為者の責任を代位し、あるいは行為者の責任が法人に転嫁されてしまえば、行為者の責任は残っていないにもかかわらず、なお行為者の責任を問うのは不当であるという主張である。また処罰される主体が名目上異なっても、法人処罰による抑止の対象が自然人処罰による抑止の対象と同一であれば、実質的には「二重処罰」といわざるをえなくなってしまう⁽⁴²⁾。そのため、否定説の批判は、機関としての自然人の処罰と法人の処罰は、抑止の対象も責任の内容も異なる別のものであると主張できるときに実質的にも回避できるものである、と指摘されている⁽⁴³⁾。

(39) 佐伯・前掲注 (30) 147 頁。現代において、連座制といえば、公職選挙法上の当選無効や立候補制限などが想起されるが、両罰規定は、双方に犯罪を構成されるとすれば、正に刑事上の連座的性格を有する制度といえるであろう。ただし、それは共謀共同正犯等についても実質的にはそうでないとは言いきれない側面もあり、近代刑法の個人責任原則がどこまで貫徹されているのかについては、なお今後の課題である。

(40) 同上。

(41) 同上。法人に対して再犯をしないように組織的に必要な改善策——経営方針の改善、内部懲戒規律の確立——を講じることが法人処罰の目的として意識されていることを指摘するものとして、Brent Fisse, *Reconstructing Corporate Criminal Law: Deterrence, Retribution, Fault, and Sanctions*, 56 S. Cal. L. Rev. 1141, 1160 (1983) .

(42) 佐伯・前掲注 (30) 148 頁。

(43) 同上。但し、法人正犯と自然人共犯、自然人正犯と法人共犯、さらには法人正犯と自然人正犯の共同正犯という実体が存在し、それが理論的にも共犯論として成立可能なのであれば、抑止対象が同一であっても、行為者が異なる以上、二重処罰との批判は回避可能なようにも思われる。もっとも、代位責任説ないし転嫁責任説を採る場合は、この批判は妥当しよう。

4. 法人の責任

それでは、法人固有の責任についてどう考え、どうとらえるべきなのか。

法人の責任について論じている Fisse は、犯罪行為時の責任ではなく、犯罪行為の発生に対応して予防・改善措置をとらない「対応的責任」(reactive corporate fault) を問題にして、それを法人固有の責任に位置づけようとする。それは、量刑においてこのような「対応的責任」が考慮されており、企業犯罪に対する社会の非難は犯罪行為それ自体よりも行為後の対応に対してのものだからである、としている⁽⁴⁴⁾。しかし、犯罪論の問題として、行為後の事情を犯罪成立要件としての責任に取り入れることは困難があり、また、その必要もないのではないかという批判がなされている。つまり、「予防措置をとっていないという責任は、犯罪発生前にも考えられ」、「予防措置が実効性のあるものであるかどうかは、違反行為が生じた後の対応によってテストされる面があることは否定できないが、理論的には、このような事後の対応は、あくまで予防措置の実効性を証明する事実としてとらえるべきであろう」と説かれる⁽⁴⁵⁾。

しかしながら、そうだとしても、Fisse の対応的責任論は、刑事上の責任が、実は行為時の責任「だけに」限られない可能性を認めたことは、重要な意味を持っているものと思われる。すなわち、刑事責任とは、実は刑法上の責任に集約されるものとは限らないことを示唆しているのである⁽⁴⁶⁾。

(44) Fisse, *supra* note 41, at 1195-1201.

(45) 佐伯・前掲注 (30) 149 頁。

(46) わが刑事訴訟法 248 条が、「犯罪後の情況により」訴追をしない場合を認め、それは犯罪の不成立をもたらしていること、合衆国における訴追延期合意・不起訴合意 (Deferred Prosecution Agreements, Non-Prosecution Agreements) が、実体法上成立する犯罪が、訴訟法上すなわち司法上顕現しないことは、その消極面からの証左である。訴追延期合意・不起訴合意の概要については、稲谷龍彦「企業犯罪対応の現代的課題——DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト (一)」法学論叢 180 巻 4 号 (2017 年) 40 頁以下参照。

わが国における法人固有の責任を構築しようとする見解も確認しておく。吉岡一男は、企業の責任要件を、社会的存在としての組織のありよう、その具体的な決定や活動に着目することで、自然人の場合の責任要件と実質的に同視しうるものを考えるべきである、とする。その具体的検討は「なお将来の課題である」としながらも、故意・過失の要件は、「それぞれの構成要件に該当する犯罪内容をもつ具体的行為が、組織の通常のプロセス・決定機構によって、関連情報を考慮しつつ決定されあるいは実行されたことをもって」、「違法性の意識の不存在については、組織内における決定過程や犯罪的活動の遂行過程における法的規範情報の欠落として」、「期待可能性の欠如は、決定環境における非通常的事態の存在として」とらえられる、する⁽⁴⁷⁾。この見解は法人の性質を踏まえて組織モデルを構築しようとしたものであるが、責任要素の具体的な中身についてさらなる検討が必要とされている⁽⁴⁸⁾。

法人固有の責任を考える場合、まずその前提として、法人の行為となるべき行為を行う自然人に犯罪成立に必要な故意・過失が認められることが必要であるとし、自然人行為者に故意・過失がなければ、法人に責任を帰属させることはできない、とする見解もある⁽⁴⁹⁾。だが、法人固有の責任を認めるためには、自然人行為者に故意・過失が認められるだけではそれが代表者であっても不十分であるとし、また、法人自体を当該自然人行為者とは独立に非難できなければならないことを踏まえたうえで、法人として、当該違反行為に出ないことができたのに、行為に出たことを非難できる必要がある、とする⁽⁵⁰⁾。そこから、「法人の場合は、行為者の行為を内部で監視し思いとどまらせる機序は、当該行為者の内面だけでなく、法人の組織的な犯罪防止措置にも見いだすことができる」と主張する⁽⁵¹⁾。

(47) 吉岡一男「企業の犯罪と責任」法学論叢 140 巻 5・6 号 (1997 年) 102 頁以下。

(48) 樋口・前掲注 (2)・72 頁以下。

(49) 佐伯・前掲注 (30)・151 頁。

(50) 佐伯・前掲注 (30)・151-152 頁。

また、組織モデルの中で、同一視理論と組織モデルの再構成を試みた、統合説といわれる見解からも法人の責任について理論づけがなされている。この見解は、「個別の自然人に処罰に値するほどの違法・責任が備わらない場合であっても、多数人の活動が集積することで、法益に対する重大な脅威が発生することがある」⁽⁵²⁾ という認識のもと、このような問題に対応するために処罰要件を切り下げて、従来よりも自然人の処罰範囲を拡張した場合、過剰処罰を招くが、他方で法人の違法行為を看過・放置することも妥当ではないため、「自然人処罰に代わり、多数人の活動が集積する結節点としての法人自体を処罰対象とすることで、自然人処罰の対象とはならない法人内部の自然人従業員に、間接的ではあるものの、包括的に犯罪の抑止を働きかけることが妥当な手段」とし、法人処罰を行うことの意義として抑止対象の拡張機能をあげる⁽⁵³⁾。

しかし、こうした抑止対象の拡張機能のみに依拠した場合、犯罪事実の解明が進み、関与した自然人がすべて処罰されたケースにおいては、法人処罰によって抑止対象を拡張する必要性が消失してしまうため、これまで同一視理論によって主張されてきた法人自身へのスティグマ作用による抑止方法の拡張機能、すなわち「法人を処罰する場合、法人の活動領域から違法行為が生じたことが明示される」ことを強調する⁽⁵⁴⁾。

さらに、法人処罰は刑法理論によって基礎づけなければならないとする立場から、組織モデルについては、肉体的挙動と心理的要素が捨象された犯罪類型であれば、組織モデルが実現できるとした藤木説をもとに、さらに同説を克服する形で、検討を進める。具体的には、肉体的挙動と心理的要素の刑法理論上の規範的論拠に遡り、その規範的論拠を法人が充足できるかについ

(51) 佐伯・前掲注(30)・152頁。

(52) 樋口・前掲注(2)・153頁。

(53) 同上。

(54) 樋口・前掲注(2)・154頁以下。

て検討した。

このようにして、法人処罰の客観面については、法人には肉体がない以上、法人内部の自然人が犯罪行為を行うことは否定できないとしながらも、自然人の行為が法人の有する危険を創出したといえる範囲で、当該自然人の行為は、法人の行為であると規範的に評価できるとする⁽⁵⁵⁾。

また、主観面についてはそれを心理的なものとする限り、精神を持たない法人には主観的な犯罪成立要件は充足不可能であるとしつつ、責任論の本質について、他行為可能性を有する行為者に対する非難とする規範的責任論に立ち返った⁽⁵⁶⁾。そのうえで、法人の保有する危険の創出・実現が、法人の置かれた立場によれば不可避であった場合には、責任阻却を認めるという形で、法人の他行為可能性を判断できるとした⁽⁵⁷⁾。

このように、組織モデルによって、法人自体の行為・意思を定式化する見解が有力に主張されている。

また、法人の意思あるいは政策の形成・選択の結果として一定範囲の自然人が行為を行う場合、それを法人の行為として捉えることができるとしつつ、問題は法人自体に自然人構成員のものから独立した固有の意思あるいは政策の形成・選択ということを認めることができるか、いかなる要件を満たせば認めるか、という問題意識から組織体責任論を主張する見解もある⁽⁵⁸⁾。この見解によれば、何あるいは誰が最高意思決定体といえるかは、組織体の形態・性格等で異なり、個別的判断を要するとしながらも、組織体ないし法人の最高意思決定体が関与して形成・選択された当該組織体ないし法人の活動に関する意思あるいは政策は、組織体ないし法人固有のものである、ということが⁽⁵⁹⁾。

(55) 樋口・前掲注(2)・159頁。

(56) 樋口・前掲注(2)・160頁。

(57) 同上。

(58) 伊東研祐『組織体刑事責任論』(成文堂、2012年)116頁以下。

現実の企業活動に鑑みた場合、上記のような見解に基づいて、内部で実行されている政策に基づいて、法人それ自体の行為や意思も観念できることになる。

5. むすびに代えて

以上、非常に雑駁ながら、法人の過失や責任を観念できるか、それはどのような根拠に基づくものか、また各論者が法人の活動をどのようにとらえているかにも着目しながら、考察してきた。特に近時有力に主張されている組織モデルは現代の法人の実態に即した分析の必要性を出発点にしつつ、それを刑法理論上どのように位置づけることができるかということに取り組んできたといえる。しかしながら今後は現代的な法人の活動に着目する必要があるからこそ、人工知能 (Artificial Intelligence、AI) と刑法理論との組み合わせも視野に入れながら考えていく必要があるように思われる⁽⁶⁰⁾。というのも、現代の企業は、AIによる技術を駆使した製品・サービスを消費者に提供するだけでなく、自らの経営判断、すなわち法人の意思決定も AI にゆだねられつつある中で、今後ますます経営判断や従業員の行為・意思も AI にとって代わられていった場合に、自然人不在のまま、法人処罰の当否を考えなければならないケースも想定される。このような困難が待ち受ける中、従来通りの自然人特定、すなわち法人処罰が認められるという図式の他に、やはり法人独自の行為・意思を基礎づける理論の一層の精緻化が望まれる。今後はこの点についても留意しながら、あるべき法人処罰論について考究していく必要があるだろう。

(59) 伊東・前掲注 (58)・117 頁。

(60) 例えば、今井猛嘉「責任の概念と法人処罰を巡る議論——現状の一つの素描——」唐沢穰・松村良之・奥田太郎編著『責任と法意識の人間科学』(勁草書房、2018 年) 263-276 頁参照。